

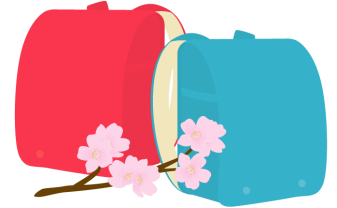


# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



### 第270号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

## 三面楚歌

日本各地から桜日和の便りが届きました。いちき串木野市の観音ヶ池市民の森の千本桜も満開で、好天気にも恵まれて花見客で賑わっていました。3月21日にはコロナ対策の『まん延防止等重点措置』が全面解除され、卒業式や企業の異動などで、人の交流が活発になったばかりでした。出鼻をくじくように鹿児島県は30日、過去最高の776人の新規感染を確認したと発表しました。第7波の入口に突入かと衝撃がはしって、四月が始まりました。

2月24日、大方の予測に反してロシア軍はウクライナに侵攻しました。21世紀に正々堂々と、他国への侵略が行われたのです。プーチン大統領は、ウクライナは数日で降伏するとくろんでいたと報じられています。ウクライナを甘くみたプーチン氏の誤算は、ゼレンスキー大統領が強い指導力を発揮して、国民を結束させて、世界の世論を味方につけたことです。欧米諸国の議会での演説を通じて、各国の国民に直接訴えました。日本でも心に響く言葉に岸田首相をはじめ国会議員は、総立ちになり拍手を送りました。

2つめの誤算はNATO(北大西洋条約機構)の団結です。核で恫喝するプーチン氏には、軍事的に団結しなければならぬという一点でまとまりました。ドイツのシュルツ首相はテレビ演説で『欧州の暗黒の日』『この戦争はプーチンの戦争だ』『プーチンの勝利はない』と非難したのです。ロシアのウクライナ侵攻の進む中で、北京パラリンピックの開会式のパーソンズ会長のあいさつは世界中の共感を呼びました。両手を握りしめて“PEACE”と「戦争と憎しみの時代ではない」と世界に問いかけました。

ロシアは国際社会からの強い警告を無視してまで侵攻しました。強権国家は独善的な政治的判断を優先させて、武力行使することがわかりました。中国の王毅外相は、記者会見で「台湾は中国領土の不可分な一部で完全に中国の内政だ。ロシアとウクライナは2国間紛争で問題が異なる。台湾は最終的に祖国の懐に戻る」と強調しました。国際社会が『今日のウクライナは明日の台湾』と警戒感を高める中でも、台湾併合の野心を隠すことはありませんでした。

北朝鮮は3月24日、大陸間弾道ミサイル(ICBM)を発射し

## 目次

ごあいさつ “三面楚歌”	…1P
税務カレンダー	…2P
2022年4月の経理・税務チェックリスト	…3P
アルコールチェックの義務化	…3P
会計・税務のQ&A!	
“賃上げ促進税制について”	…4・5P
甲南永山事務所 所長コラム	…6P
成年年齢下げに伴う相続税・贈与特例等の年齢要件の見直しについて	…7P
随想 “『春愁』 上川路 美恵野 ”	…8P

て、レッドラインを踏み越えました。ロシアは『平和条約締結交渉』を中断すると一方的に通告してきました。日本は、ロシア・中国・北朝鮮のすぐ近くに位置し三面楚歌の中にあります。自国はまず自分で守ることが国家存立の鉄則であることを、ウクライナ戦争は教えてくれたのです。

春の“センバツ”に登場で注目の大島高校は、初戦敗退で終わりました。聖地に吹く浜風に苦しみられ、相手にリードを許しながらも最後まで諦めず9回の好機を生んで、スタンドを埋めた応援団から拍手を送られました。エースの大野稼頭央投手は夏への再挑戦を誓っていました。

3月6日の東京マラソンで、男子日本記録保持者の鈴木健吾と女子日本歴代4位の記録を持つ出水市出身の一山麻緒の夫婦が、日本勢トップに輝きました。日本最強の2人となりギネスの世界記録になりました。7月の世界選手権のマラソン日本代表に仲良く出場を決め話題となりました。

サッカーW杯カタール大会への出場をかけた最終予選豪州との一番は、三苦薫の歴史に残る値千金の2発のゴールで勝利して、7大会連続7度目の本大会出場を決めました。3戦して2敗の窮地に立たされた森保ジャパンは、崖っぷちから駆け上がってカタールへの道を切り開きました。11月開幕の本戦へ向けて、厚くなった選手層でのポジション争いが始まりました。エース大迫勇也も正念場を迎えています。  
(令和4年4月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに！



## 2022年4月

### 〈2月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7

#### 5月2日まで

- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - 5月決算法人 第3四半期分
  - 8月決算法人 第2四半期分
  - 11月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割りの申告

#### 4月11日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

#### 4月15日まで

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出提出期限

#### 4月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 軽自動車税の納付

## 2022年5月

### 〈3月決算会社申告書提出〉

#### 5月31日まで

- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - 6月決算法人 第3四半期分
  - 9月決算法人 第2四半期分
  - 12月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- 3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

#### 5月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

#### 5月16日まで

- 特別農業所得者の承認申請

#### 5月中において都道府県の条例で定める日

- 自動車税の納付期限
- 鉾区税の納付期限

# 2022年4月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

## 3月決算の事務作業

3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

## 新年度の給与関係事務

新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

## 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといいでしょう。

## 納税資金の確認

法人は決算日から2ヶ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

## コロナ関連の協力金・支援金の申請

コロナ関連の協力金や支援金の、検討を考えられている方は経済産業省のホームページや県のホームページ等で確認し、申請受付期間の確認をし、申請漏れのないようにしましょう。

## 4月からアルコールチェックの義務化



1事業所あたり、業務に使用している自動車(白ナンバー車の自家用自動車など)が以下のいずれかの台数を上回る場合には、道路交通法・道路交通法施行規則により安全運転管理者の選任が義務となっています。

- ①乗車定員11人以上の自動車…1台以上 または、
- ②その他の自動車(トラックを含む)…5台以上 ※50ccを超える大型・普通二輪車…その他の自動車の0.5台分としてカウント

～道路交通法施行規制の一部改正により～

### 2022年4月1日以降安全運転管理者に追加される業務

- ・運転前後の運転者が酒気を帯びていないか、**目視等で確認**すること
- ・酒気帯び確認した結果をデータや日誌等で記録し、1年間保存すること

### 2022年10月1日以降安全運転管理者に追加される業務

- ・営業所ごとに**アルコール検知器を常備**する
- ・遠隔地での業務は運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる

条件に当てはまるにも関わらず、安全運転管理者を選任していない場合には早急に届け出ましょう。安全運転管理者等を選任しなかった場合には、5万円以下の罰金となります。

### 【記録が必要な事項】

- 確認者名
- 運転者
- 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 確認の日時
- 確認の方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

# 会計・税務のQ&A!



## テーマ 『賃上げ促進税制について』

令和4年度税制改正関連法案が3月22日の参議院本会議で可決成立しました。賃上げ税制（賃上げ促進税制）は、従業員の給与引き上げを支援する制度です。所得拡大税制に代わる税制で、中小企業においては給与支給増加額などに対して最大25%の税額控除だったものが、最大40%に引き上げられ、大企業においては給与支給増加額などに対して最大20%の税額控除だったものが、最大30%に引き上げられました。今回は、賃上げ税制の概要、企業側と従業員側でのメリットなどについてみていきたいと思います。

経済産業省HP等参照

### 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制とは・・・従業員の給与等支給額を前年度より一定以上アップさせた企業や個人事業主を対象に、一定の税額控除を行う制度です。賃上げに積極的に取り組む企業や個人事業主をサポートする制度になります。

給与等支給額とは・・・国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用者兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

#### 【大企業向け】（資本金1億円超の企業など）

雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を  
税額控除（税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%）

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度分  
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

基本	継続雇用者の給与等支給額 ※1 対前年度増加率3%以上	15%	最大 30%
上乗せ	継続雇用者の給与等支給額 ※1 対前年度増加率4%以上	10%	
	教育訓練費 ※2 対前年度増加率20%以上	5%	

★資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したこと」を経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用がみとめられます

#### ※1 継続雇用者の給与等支給額

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

#### ※2 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

◆確定申告書に教育訓練等の実施時期、教育訓練等の実施内容及び実施期間、教育訓練等の受講者、教育訓練費の支払証明を記載した「教育訓練費の明細書」の添付が必要になります



## 【中小企業向け】（資本金1億円以下の企業など）

雇用者全体の給与等支給額の増加額の  
**最大40%**を税額控除（税額控除上限：法人  
税額又は所得税額の20%）

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度分  
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）



基本	雇用者全体の給与等支給額 ※3 対前年度増加率1.5%以上	15%	最大 40%
	雇用者全体の給与等支給額 ※3 対前年度増加率2.5%以上	15%	
上乗せ	教育訓練費 ※2 対前年度増加率10%以上	10%	

### ※3 雇用者全体の給与等支給額

適用年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるすべての国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため、他の者から支払いを受ける金額がある場合には、これを給与等の支給額から差し引きます。）をいいます。

### ＜中小企業の条件：青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するもの＞

- ◆資本金や出資金が1億円以下の法人  
ただし、以下の法人は対象外
  - ・同一の大規模法人から2分の1以上の出資
  - ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資
  - ・前3事業年度の所得の平均が15億円を超える法人
- ◆資本等を有しない法人で常時雇用人数が1,000人以下の法人
- ◆常時雇用の従業員が1,000人以下の個人事業主
- ◆協同組合等



## 賃上げ促進税制によるメリット

税制の趣旨⇒成長と分配の好循環の要となる  
分配戦略の重要な核として「企業による賃上げ」  
が位置づけられています

### 【企業】

- ◆税額控除による節税効果
- ◆人材育成に活用できる

### 【労働者】

- ◆給料や賞与の増加



## 賃上げ促進税制適用を検討する際の注意点

- ◆法人税等の税額控除なので、納める法人税額が少ない企業では節税効果は少なくなります。
- ◆控除の要件を満たすためには、人件費の増額が必須であり、かえって利益を減少させたり資金繰りが悪化するおそれがあるので、企業の中長期的な計画や資金繰りにも注意して導入を検討することが重要です。



詳細情報については、令和4年5月頃を目途に経済産業省HPに公表される予定です





## テーマ：「夏も近づく八十八夜」

甲南永山事務所 所長 永山彰久

2022年も早いもので3か月が経ち、桜も見ごろを終え、初夏へと季節の移り変わりも進んでいきます。

甲南事務所の顧問先には、知覧町や伊集院松元地区を中心に複数のお茶の生産農家の方がいらっしゃいます。ちょうどこの会報が発送される頃は、今年の新茶(一番茶)の摘み取りが始まろうとしているところだと思います。生産者の皆様は、畑で茶葉を摘み取り、自社の工場で、煎茶の前段階である荒茶に加工して、問屋さんや茶市場に出荷販売しています。

その後、問屋さんがそれぞれに特徴がある様々な種類の茶葉をブレンドし、煎茶として消費者の前に並びます。

近年はペットボトルのお茶が主流となり、急須でお茶と淹れる機会が少なくなっていることから、新茶の需要も昔に比べると減ってきてはいますが、鹿児島県のお茶の産出額は2019年に初めて静岡県を抜いて全国1位になりました。

静岡県では、多くの茶畑が山の斜面や台地に集まり、大型機械が入りにくいために収穫量が伸び悩み、担い手の高齢化が進んでいるといわれています。

一方、鹿児島県は平地を中心に作付けされた茶畑が多く、大型機械を使った大規模な栽培が行われていて、茶葉の生産量や産出額も比較的安定していることから、将来の担い手不足の問題もさほど深刻化していないそうです。

新型コロナウイルスの影響もあり、お茶の値段も低迷しておりますが、20代から40代の若い生産者の方々が、お茶本来の良さを引き出すべく、自社で作る煎茶のパッケージを工夫したり、加工品を作ったりしながら、販売先を問屋さんだけでなく、直接消費者へ販売する方法も積極的に行っており、農協を中心とする販売店や道の駅、物産館で販売しております。

ペットボトルのお茶もおいしくて便利ですが、今年の新茶は急須で淹れて飲んでみてはいかがでしょうか。



## 成年年齢引下げに伴う相続税・贈与特例等の年齢要件の見直しについて

民法改正で、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。従来、18歳や19歳のローンの契約やクレジットカードの作成、国家資格の取得には、法定代理人である親の同意が必要でしたが、この同意がいらなくなるなど様々な影響があります。また、成人年齢の引き下げは、相続や贈与にも次のような影響を与えます。

### <年齢要件が見直される相続・贈与特例>

- ①未成年者控除
- ②相続時精算課税制度
- ③直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税
- ④直系尊属からの贈与に係る贈与税率の特例
- ⑤事業承継税制(贈与のみ)
- ⑥直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税



#### ①未成年者控除

**従前の控除額**【令和4年3月31日まで相続分の未成年者控除の控除上限額】

(20歳－相続や遺贈で財産を取得したときの年齢※) × 10万円 ※満年齢

**改正後の控除額**【令和4年4月1日以降の相続分の未成年者控除の控除上限額】

(18歳－相続や遺贈で財産を取得したときの年齢※) × 10万円 ※満年齢

※未成年者控除は過去に適用を受けている場合には2回目以降は一定の調整が必要となります。過去に適用を受けた未成年者控除が20歳を基準としていたときにはその調整も必要です。

#### ②相続時精算課税制度(過去の贈与を相続のときにすべて精算するという贈与制度の一つ)

**従前の控除額**【令和4年3月31日まで】

贈与者：60歳以上の父母又は祖父母  
受贈者：20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫

**改正後の控除額**【令和4年4月1日以降】

贈与者：60歳以上の父母又は祖父母  
受贈者：18歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫

※受贈者が贈与を受けた年の1月1日での年齢で判定



#### ③～⑥ 受贈者の年齢要件の下限が20歳から18歳に引き下げられます

③直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税 ※贈与日で判定

④直系尊属からの贈与に係る贈与税率の特例 ※受贈者が贈与を受けた年の1月1日での年齢で判定

⑤事業承継税制(贈与のみ) ※贈与日で判定

⑥直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

※受贈者が贈与を受けた年の1月1日での年齢で判定

※制度により年齢の判定日が、贈与年の1月1日や贈与日などと異なるので注意が必要

その他：成年年齢引き下げは、相続において重要な手続きである遺産分割協議に影響を及ぼします。令和4年4月1日以降の遺産分割では18歳以上であれば特別代理人の選任などの手続きをせずに遺産分割協議を成立させることができます。



早くも4月、新年度の始まりです。学校では入学式の時期となり、子供達を迎えて花壇の花々が色取り取りに咲き誇っています。

新しく準備された学用品を見ていると期待が膨らんで胸が沸き立つ心地がします。小学生の使う学用品の代表格は鉛筆です。しかし、小学校を卒業するころにシャープペンシルに乗り換えて以来、仕事ではボールペンが中心になり、時には少し背伸びして万年筆を、と様々な筆記具を使ってきましたが鉛筆にはずっとご無沙汰でした。ところが、最近、また鉛筆を使い始めました。

きっかけは『そこに工場があるかぎり』という作家・小川洋子さんの工場見学エッセイを読み、この中で取り上げられている北星鉛筆の稿に触発されたことです。エッセイにはものづくりの視点や鉛筆を軸とした事業展開など仕事柄興味深い内容も多く取り上げられているのですが、鉛筆について「ただ短くなっていくのではなく、別のものに置き換わっている。」という視点に惹かれました。「鉛筆が減った分だけ、何かを生み出している。子供たちが勉強して夢をかなえていく、その未来を支えている」という鉛筆を作り齎る者の誇りに感銘を受け、鉛筆で何かを書いてみたくなった次第です。

久しぶりに鉛筆を手にとってみて、六角形の軸が指にしっかりと収まる感じや、柔らかく抵抗感の無い書き味の良さを見直しています。最近では、パソコンを使うのが当たり前になってしまっていて鉛筆に限らず長い文章を筆記具で書くことが少なくなりましたが、紙に文字を綴っていく楽しさを思い出しました。

先日、小学校の入学式で祝辞を述べる機会がありました。この子供たち一人一人の筆箱にはきれいに削られた長い鉛筆が並んでいるのでしょう。1本の鉛筆で50kmもの線が書けるといいます。その鉛筆が短くなるころ、その分だけ子供たちの中に積み重なる何かが生まれていくのだ、と子供たちのあどけない顔を見て未来を寿いでまいりました。

二月からいまだ終わらぬロシアのウクライナへの軍事侵攻に心を痛めています。隣国に脱出した子供たちは慣れぬ環境と不安に耐え、国内にとどまった子供たちは戦火に怯え、不自由な生活を強いられ、そして最悪の場合には未来そのものを絶たれてしまっています。

鉛筆を持ち未来を描くことのできることを、その当たり前のことが全世界のすべての子供たちが共有できるよう願っています。

今、ある美術館で『動物会議展』が開催されています。(https://play2020.jp/article/the-animals-conference/) 1949年にエーリッヒ・ケストナーが書いた児童書をテーマにした企画展です。第二次世界大戦後、世界平和のための国際会議(人間の)ですこしも成果があがらないことに業を煮やして動物たちが「かわいそうな人間の子供たちのために」と動物会議をひらきます。動物たちが人間の大人たちに突き付けたのは『僕たち動物は、二度と戦争がおきないことを要求します!』ということ。人間たちはそれに対してどのような答えをだすのか。子供たちの未来を願う祈りが込められていて、今、多くの人に考えてほしい内容だと思えます。

春とはいえ憂いの多い中ですが、未来のために少しでも自分のできることを探していきたいものです。



床につかぬ足ぶらぶらと入学式

美恵野

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所  
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所  
〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11  
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所  
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

弊社職員が会社の庭の一角に植えてくれていたチューリップの球根が暖かさで一気に成長し、満開を迎えました。色とりどりのかわいらしい姿に癒されています。



編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

